## ○検察官の初任給調整手当に関する準則

《原文縦書き》

昭和46年4月1日 法務省人甲第2号法務大臣訓令

改正-昭和61年4月 4日法務省人給訓第 701号 平成 元年5月29日同 第1147号

- 第1条 検察官に対し、当分の間、初任給調整手当を支給することとし、その支給については、この準則の定めるところによるほか、一般官吏の例による。
- 第2条 初任給調整手当の支給を受ける検察官は、検察庁法第18条第1項第1 号に定める資格を有する者から検事に任命された者で、かつ、検察官の俸給等 に関する法律(昭和23年法律第76号)第2条別表に掲げる20号から13 号までの俸給を受ける検事とする。
- 第3条 初任給調整手当の月額は、当該検事の俸給の号の区分に応じた別表に掲げる額とする。
- 第4条 当該月額の支給期間は、検察官の初任給及び昇給に関する準則第3条に 定める俸給の号の区分に応じた昇給期間に限るものとし、当該昇給期間をこえ て在号するものについては、昇給期間が経過した時期に順次上位の号に昇給し たものとみなす。

附 則

この準則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月4日法務省人給訓第701号)

この準則は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成元年5月29日法務省人給訓第1147号)

この準則は、平成元年4月1日から適用する。

俸給の号の区分			月	額
2	0	号	87,	800円
1	9	号	83,	900円
1	8	号	75,	100円
1	7	号	70,	000円
1	6	号	51,	100円
1	5	号	45,	100円
1	4	号	30,	900円
1	3	号	19,	000円